

自治体提携慶弔共済保険・保険金支払の手引き（抜粋）

この手引きは、一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会が、平成25年6月に発行した「自治体提携慶弔共済保険 保険金支払の手引き」を基に作成したものです。

保険金・弔慰金を請求する事由が発生した場合は、小田原市勤労者サービスセンター給付金申請書兼請求書及び添付書類をサービスセンター事務局に提出してください。

給付金の請求期間は、支給事由が発生した日から2年間です。この期間を経過した場合は、保険金等の支給を受けられなくなります。

I 傷病休業保険金

- 1 傷病により休業した場合に保険金を支給します。
- 2 傷病による休業は、業務上、業務外の別を問わず、連続して14日以上、傷病により休業した場合が対象となります。
休業期間は、事業所の営業日、休業日を問わず、連続して休業した期間です。
- 3 会員になる前にすでに傷病により休業している場合は、サービスセンターに入会した日が起算日となります。
- 4 次に該当する場合は、保険金を支給することはできません。
 - (1) 会員の故意又は重大な過失により傷害を被り、又は疾病に罹患し、休業した場合
 - (2) 会員の犯罪行為により傷害を被り、又は疾病に罹患し、休業した場合

《申請に必要な書類》

- (1) 小田原市勤労者サービスセンター給付金申請書兼請求書 (様式集14・15ページ)
- (2) 医師の診断書(写し可)、休職証明書又は出勤簿等の休業期間が確認できるもの

II 住宅災害保険金

火災等

- 1 会員が居住する建物及び当該建物に収容されている家財が、火災等により損害を被った場合に保険金を支給します。
- 2 支払事由の確定日は、火災等に罹災した日です。
- 3 「火災等」とは、次の場合をいいます。
 - (1) 火災、落雷、破裂・爆発、建物の外部からの物体の落下・飛来・衝突・接触又は倒壊、水漏れ、突発的な第三者の加害行為
 - (2) 火災等の事故による損害には、消火活動又は避難のために必要な処分による損害を含みます。
 - (3) 火災等の事故による損害に含まれないもの
 - ① 燃焼機器、暖房・電気機器等の機器の過熱等による当該機器のみの損害

- ② 凍結による水道管又はこれに類するものの破裂又は爆発による当該水道管等のみの損害
- 4 「会員の居住する建物」とは、現に会員が居住している部分をいい、非居住部分（貸間、店舗、作業場等）は除きます。
- 5 居住する建物に損害がない場合であっても、家財に損害が生じたときは、上記に準じて保険金を支給します。
- 6 次に該当する場合は、保険金を支給することはできません。
- (1) 会員の故意又は重大な過失により火災等が発生した場合
- (2) 会員の犯罪行為により火災等が発生した場合

《申請に必要な書類》

- (1) 小田原市勤労者サービスセンター給付金申請書兼請求書 (様式集14・15ページ)
- (2) 自治体提携慶弔共済保険住宅災害保険金請求書 (事務局へ請求)
- (3) 関係官署の罹災を証明する書類等 (写し可)
- (4) 修理業者の見積書 (写し可)

自然災害

- 1 会員が居住する建物が、自然災害により損害を被った場合に保険金を支給します。
- 2 支払事由の確定日は、自然災害に罹災した日です。
- 3 「自然災害」とは、次の場合をいいます。
- (1) 地震・噴火・津波・暴風雨・旋風・突風・台風・高潮・高波・洪水・長雨・豪雨・雪崩、降雪・降雹をいい、これらを原因とする火災、破裂、爆発等による損壊を含みます。
- (2) 自然災害の事故による損害には、消火活動又は避難のために必要な処分による損害を含みます。
- 4 「会員の居住する建物」とは、現に会員が居住している部分をいい、非居住部分（貸間、店舗、作業場等）は除きます。
- 5 「床上浸水」とは、自然災害により床面以上が浸水し（床下浸水による損害を除く。）、日常生活を営むことができない状態をいい、床面以上に土砂が流入した状態を含みます。

《申請に必要な書類》

- (1) 小田原市勤労者サービスセンター給付金申請書兼請求書 (様式集14・15ページ)
- (2) 自治体提携慶弔共済保険住宅災害保険金請求書 (事務局へ請求)
- (3) 関係官署の罹災を証明する書類等 (写し可)
- (4) 修理業者の見積書 (写し可)

Ⅲ 重度障害保険金・後遺障害保険金

交通事故による重度障害

- 1 交通事故による傷害を直接の原因として重度障害となった場合に保険金を支給します。
- 2 支払事由の確定日は、重度障害の症状が固定した日です。
- 3 次に該当する場合は、保険金を支給することはできません。
 - (1) 会員の故意又は重大な過失により重度障害となった場合
 - (2) 会員の犯罪行為により重度障害となった場合
 - (3) 会員が、法令に定められた運転資格を持たないで自動車又は原動機付自転車を運転しているときに発生した事故により重度障害となった場合
 - (4) 会員が、酒に酔った状態で自動車又は原動機付自転車を運転しているときに発生した事故により重度障害となった場合
 - (5) 会員が、麻薬・大麻・阿片・覚醒剤・シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれのある状態で自動車又は原動機付自転車を運転しているときに発生した事故により重度障害となった場合
 - (6) 会員が、疾患・疾病により心神喪失の状態にあるときに発生した事故により重度障害となった場合

《申請に必要な書類》

- | | |
|---------------------------------|---------------|
| (1) 小田原市勤労者サービスセンター給付金申請書兼請求書 | (様式集14・15ページ) |
| (2) 自治体提携慶弔共済保険本人死亡・後遺障害保険金請求書 | (事務局へ請求) |
| (3) 医師の後遺障害診断書（他保険・他共済診断書等 写し可） | (事務局へ請求) |
| (4) 交通事故である証明書（写し可） | |

交通事故による後遺障害

- 1 交通事故による傷害を直接の原因として後遺障害となった場合に保険金を支給します。
- 2 支払事由の確定日は、後遺障害の症状が固定した日です。
- 3 保険金を支給することができない場合は、上記の「交通事故による重度障害」の場合と同じです。

《申請に必要な書類》

- | | |
|---------------------------------|---------------|
| (1) 小田原市勤労者サービスセンター給付金申請書兼請求書 | (様式集14・15ページ) |
| (2) 自治体提携慶弔共済保険本人死亡・後遺障害保険金請求書 | (事務局へ請求) |
| (3) 医師の後遺障害診断書（他保険・他共済診断書等 写し可） | (事務局へ請求) |
| (4) 交通事故である証明書（写し可） | |

不慮の事故による重度障害

- 1 不慮の事故による傷害を直接の原因として重度障害となった場合に保険金を支給します。
- 2 支払事由の確定日は、重度障害の症状が固定した日です。
- 3 保険金を支給することができない場合は、46ページの「交通事故による重度障害」の場合と同じです。

(注)「不慮の事故」の定義は、52・53ページを参考にしてください。

《申請に必要な書類》

- | | |
|---------------------------------|---------------|
| (1) 小田原市勤労者サービスセンター給付金申請書兼請求書 | (様式集14・15ページ) |
| (2) 自治体提携慶弔共済保険本人死亡・後遺障害保険金請求書 | (事務局へ請求) |
| (3) 医師の後遺障害診断書(他保険・他共済診断書等 写し可) | (事務局へ請求) |
| (4) 不慮の事故である証明書(写し可) | |

不慮の事故による後遺障害

- 1 不慮の事故による傷害を直接の原因として後遺障害となった場合に保険金を支給します。
- 2 支払事由の確定日は、後遺障害の症状が固定した日です。
- 3 保険金を支給することができない場合は、46ページの「交通事故による重度障害」の場合と同じです。

(注)「不慮の事故」の定義は、52・53ページを参考にしてください。

《申請に必要な書類》

- | | |
|---------------------------------|---------------|
| (1) 小田原市勤労者サービスセンター給付金申請書兼請求書 | (様式集14・15ページ) |
| (2) 自治体提携慶弔共済保険本人死亡・後遺障害保険金請求書 | (事務局へ請求) |
| (3) 医師の後遺障害診断書(他保険・他共済診断書等 写し可) | (事務局へ請求) |
| (4) 不慮の事故である証明書(写し可) | |

疾病による重度障害

- 1 疾病により重度障害となった場合に支給します。
- 2 支払事由の確定日は、重度障害の症状が固定した日です。
- 3 重度障害となったときの会員の満年齢により、保険金の支払金額が異なります。
- 4 次に該当する場合は、保険金を支給することはできません。
 - (1) 疾病が直接の原因ではなく、加齢等を原因として重度障害となった場合
 - (2) 会員の故意又は重大な過失により重度障害となった場合

- (3) 会員の犯罪行為により重度障害となった場合

《申請に必要な書類》

- | | |
|---------------------------------|---------------|
| (1) 小田原市勤労者サービスセンター給付金申請書兼請求書 | (様式集14・15ページ) |
| (2) 自治体提携慶弔共済保険本人死亡・後遺障害保険金請求書 | (事務局へ請求) |
| (3) 医師の後遺障害診断書（他保険・他共済診断書等 写し可） | (事務局へ請求) |

IV 死亡保険金・死亡弔慰金

交通事故による死亡

- 1 交通事故による傷害を直接の原因として死亡した場合に保険金を支給します。
- 2 支払事由の確定日は、死亡した日です。
- 3 次に該当する場合は、保険金を支給することはできません。
 - (1) 保険金受取人の故意又は重大な過失により死亡した場合
 - (2) 会員の故意又は重大な過失により死亡した場合
 - (3) 会員の犯罪行為により死亡した場合
 - (4) 会員が、法令に定められた運転資格を持たないで自動車又は原動機付自転車を運転しているときに発生した事故により死亡した場合
 - (5) 会員が、酒に酔った状態で自動車又は原動機付自転車を運転しているときに発生した事故により死亡した場合
 - (6) 会員が、麻薬・大麻・阿片・覚醒剤・シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれのある状態で自動車又は原動機付自転車を運転しているときに発生した事故により死亡した場合
 - (7) 会員が、疾患・疾病により心神喪失の状態にあるときに発生した事故により死亡した場合

《申請に必要な書類》

- | | |
|--|---------------|
| (1) 小田原市勤労者サービスセンター給付金申請書兼請求書 | (様式集14・15ページ) |
| (2) 自治体提携慶弔共済保険本人死亡・後遺障害保険金請求書 | (事務局へ請求) |
| (3) 医師の死亡診断書又は死体検案書（写し可） | |
| (4) 交通事故である証明書（写し可） | |
| (5) 死亡した会員と保険金受取人の関係（生計維持関係を含む。）を証明する書類
戸籍謄本、住民票、民生委員の証明書、勤務先の給与証明書、健康保険証の写し等 | |
| (6) 同順位の保険金受取人が複数いる場合は、代表者1名を定め、他の保険金受取人の委任状と戸籍謄本を添付してください。 | |

不慮の事故による死亡

- 1 不慮の事故による傷害を直接の原因として死亡した場合に保険金を支給します。
- 2 支払事由の確定日は、死亡した日です。
- 3 保険金を支給することができない場合は、48ページの「交通事故による死亡」の場合と同じです。

(注)「不慮の事故」の定義は、52・53ページを参考にしてください。

《申請に必要な書類》

- (1) 小田原市勤労者サービスセンター給付金申請書兼請求書 (様式集14・15ページ)
- (2) 自治体提携慶弔共済保険本人死亡・後遺障害保険金請求書 (事務局へ請求)
- (3) 医師の死亡診断書又は死体検案書 (写し可)
- (4) 不慮の事故である証明書 (写し可)
- (5) 死亡した会員と保険金受取人の関係 (生計維持関係を含む。) を証明する書類
戸籍謄本、住民票、民生委員の証明書、勤務先の給与証明書、健康保険証の写し等
- (6) 同順位の保険金受取人が複数いる場合は、代表者1名を定め、他の保険金受取人の委任状と戸籍謄本を添付してください。

疾病による死亡

- 1 疾病を直接の原因として死亡した場合に保険金を支給します。
- 2 支払事由の確定日は、死亡した日です。
- 3 死亡したときの会員の満年齢により、保険金の支払金額が異なります。
- 4 次に該当する場合は、保険金を支給することはできません。
 - (1) 疾病以外の原因 (自殺・自然死等) により死亡した場合
 - (2) 不慮の事故による傷害を直接の原因として死亡した場合
(この場合は、「不慮の事故による死亡」に該当します。)
 - (3) 保険金受取人の故意又は重大な過失により死亡した場合
 - (4) 会員の犯罪行為により死亡した場合

《申請に必要な書類》

- (1) 小田原市勤労者サービスセンター給付金申請書兼請求書 (様式集14・15ページ)
- (2) 自治体提携慶弔共済保険本人死亡・後遺障害保険金請求書 (事務局へ請求)
- (3) 医師の死亡診断書又は死体検案書 (写し可)
- (4) 死亡した会員と保険金受取人の関係 (生計維持関係を含む。) を証明する書類
戸籍謄本、住民票、民生委員の証明書、勤務先の給与証明書、健康保険証の写し等

- (5) 同順位の保険金受取人が複数いる場合は、代表者1名を定め、他の保険金受取人の委任状と戸籍謄本を添付してください。

配偶者の死亡弔慰金

- 1 会員の配偶者が死亡した場合に弔慰金を支給します。
- 2 支払事由の確定日は、死亡した日です。
- 3 配偶者の範囲は、次のとおりです。
 - (1) 会員と戸籍上の婚姻関係にある者
 - (2) 内縁関係にある者。ただし、会員又は内縁関係にある者に婚姻の届出をしている配偶者がいる場合を除きます。
- 4 次に該当する場合は、保険金を支給することはできません。
 - (1) 会員の故意又は重大な過失により配偶者が死亡した場合
 - (2) 会員の犯罪行為により配偶者が死亡した場合

《申請に必要な書類》

- (1) 小田原市勤労者サービスセンター給付金申請書兼請求書 (様式集14・15ページ)
- (2) 医師の死亡診断書又は死体検案書 (写し可)
- (3) 会員と死亡した配偶者との関係を証明する戸籍謄本等

子の死亡弔慰金

- 1 会員の子が死亡した場合に弔慰金を支給します。
- 2 支払事由の確定日は、死亡した日です。
- 3 子の範囲は、次のとおりです。
 - (1) 会員の実子、養子、継子及びこれらの配偶者
 - (2) 妊娠7箇月以上を経過した後に死産した場合を含みます。
- 4 次に該当する場合は、保険金を支給することはできません。
 - (1) 会員の故意又は重大な過失により子が死亡した場合
 - (2) 会員の犯罪行為により子が死亡した場合

《申請に必要な書類》

- (1) 小田原市勤労者サービスセンター給付金申請書兼請求書 (様式集14・15ページ)
- (2) 医師の死亡診断書又は死体検案書 (写し可)
- (3) 会員と死亡した子との関係を証明する戸籍謄本等

親の死亡弔慰金

- 1 会員の親が死亡した場合に弔慰金を支給します。
- 2 支払事由の確定日は、死亡した日です。
- 3 親の範囲は、会員及び配偶者の実父母、養父母及び継父母です。
- 4 次に該当する場合は、保険金を支給することはできません。
 - (1) 会員の故意又は重大な過失により親が死亡した場合
 - (2) 会員の犯罪行為により親が死亡した場合

《申請に必要な書類》

- (1) 小田原市勤労者サービスセンター給付金申請書兼請求書 (様式集14・15ページ)
- (2) 医師の死亡診断書又は死体検案書 (写し可)
- (3) 会員と死亡した親との関係を証明する戸籍謄本等

住宅災害による同居親族の死亡弔慰金

- 1 住宅災害（火災等及び自然災害）により会員と同居する親族が死亡した場合に弔慰金を支給します。
- 2 支払事由の確定日は、死亡した日です。
- 3 同居する親族の範囲は、会員の配偶者（内縁関係を含む。）、6親等内の血族及び3親等内の姻族です。
- 4 次に該当する場合は、保険金を支給することはできません。
 - (1) 会員の故意又は重大な過失により住宅災害が発生した場合
 - (2) 会員の犯罪行為により住宅災害が発生した場合

《申請に必要な書類》

- (1) 小田原市勤労者サービスセンター給付金申請書兼請求書 (様式集14・15ページ)
- (2) 医師の死亡診断書又は死体検案書 (写し可)

不慮の事故の定義

「不慮の事故」とは、急激かつ偶然な外来による事故とし、急激・偶然・外来の定義は表1によるものとします。ただし、表2の事故は除外します。

《表1 急激・偶然・外来の定義》

急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)	
	該当例	非該当例
	階段での転倒・落下 自動車との衝突 毒性のあるガスの一時的な吸引 《例外的な取扱い》 ○不可抗力的な出来事(救助が困難な場所での災害)の結果による脱水症 ○不可抗力的な出来事(吹雪、雪崩等による遭難)の結果による凍傷	各種職業病 日射病 凍傷(例外的な取扱いは除く) 低温火傷
偶然	事故の発生又は事故による傷害の発生が対象者にとって予見できないことをいいます。 (対象者の故意にもとづくものは該当しません。)	
	該当例	非該当例
	建設工事現場から重量物が落下 歩行中のガス爆発 溺死 毒物の誤飲 予期しない第三者の故意・過失 《例外的な取扱い》 ○緊急避難の結果として受傷 ○人命救助の結果として受傷 ○加害行為に対する正当防衛の結果の受傷	戦争や闘争 外科的手術 心臓病(心筋梗塞等)の者が冷水に飛び込み 心臓麻痺(心室細動等) 治療中に無理をしての再受傷 風邪 飲酒による急性アルコール中毒
外来	事故が対象者の身体の外部から作用することをいいます。 (身体の内部的原因によるものは該当しません。)	
	該当例	非該当例
	自動車との衝突 火災の煙による一酸化炭素中毒 重量物を持ち上げて関節を捻挫 爆発音による急激な難聴・耳鳴り 内因以外の原因で生じた誤嚥 医療過誤・患者の異常反応あるいは後発合併症(診断・治療の目的外のもの) 《例外的な取扱い》 ○疾病に起因する交通事故 ○ツツガムシ病 ○特異体質(アレルギー等)でなく、急激性・偶然性があるウルシかぶれ	経年性のストレス蓄積による腰痛症 五十肩・四十肩 脳梗塞による歩行中の転倒 経年変化そのもの(脊柱間狭窄症・椎間板ヘルニア等) 疾病 感染症(伝染病)

《表2 除外する事故》

項目	除外する事故
疾病の発症等における軽微な外来	疾病又は体質的な要因を有する者が軽微な外来により発症し、又はその症状が増悪した場合における、その軽微な外来となった事故
疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断又は治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用及び処置における事故
疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害又は精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入又は嚥下による気道閉塞または窒息
気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故 (熱中症(日射病・熱射病)の原因となったものをいいます。)
接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	次の症状の原因となった事故 a 洗剤、油脂及びグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 b 外用薬又は薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など c 細菌性又はウイルス性食中毒並びにアレルギー性、食餌性又は中毒性の胃腸炎及び大腸炎

この【不慮の事故の定義】は、一般社団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会が、平成25年6月に発行した「自治体提携慶弔共済保険 保険金支払の手引き」の10ページ及び11ページを転載したものです。